

集落協定や植生遷移に着目した農地保全と休耕田管理

Farm Management Based on Community Agreement Farming and Vegetation Succession

石田 憲治、嶺田 拓也、松森 堅治

ISHIDA Kenji , MINETA Takuya and MATSUMORI Kenji

1. 研究の背景とねらい

中山間地域における農地管理の担い手は、加速度的に減少している。そこで、管理が容易となる農地基盤の条件整備をはかるとともに、耕作条件不利農地に対する効果的な支援制度の確立が必要である。また、生産調整や労力的制約から休耕される水田については、周辺環境への影響等を考慮した効率的な保安全管理が期待される。

この研究では、中山間地域における集落協定の締結状況に関する全国規模の分析を行うことにより、直接支払制度の実施に伴う地域の具体的変化を明らかにして、中山間地域の農地保全に資する直接支払制度の有効性を示すとともに、植生調査から得られた植生遷移実態から休耕田に期待される農地管理要件を明らかにすることをねらいとした。

2. 集落協定の締結状況分析

(1) アンケートによる全国規模の締結状況把握

中山間地域市町村の実務担当者を対象にアンケートを実施し、集落協定の締結状況や交付金の活用状況を分析した。対象市町村は、農業地域類型の中間または山間農業地域に区分される市町村、及びそれ以外の市町村で「特定農山村地域」、「振興山村地域」、「過疎地域」のいずれかに指定されている市町村とした¹⁾。郵送により 2,154 市町村に配布し、803 の市町村から回答を得た（有効回答率 37.3%）。

その結果、2001 年 12 月末時点で 683 市町村の 10,951 農業集落で、合わせて 15,426 件の集落協定が締結されていた。農業集落当たりの協定参加戸数は 20.6 戸、交付金支払額は約 170 万円であった。

(2) 共同取組活動の内容と集落協定の締結による地域の変化

交付金を活用した共同取組活動の内容は、地目やコミュニティ活動の実績により多様であるが、ア.生産活動系、イ.多面的機能発現系、ウ.報酬・事務費、に類別される²⁾。一般に、集落協定にもとづく交付金は、共同取組に充当する部分を除いて個人配分されるが、交付金の 50% を超える金額を共同取組活動に充当している集落協定数は、5,181 件（33.6%）で、主な用途は、「道路の管理・補修費」と「水路の管理・補修費」が最も多い（図 1）。

次に集落協定の締結による地域の変化については、「寄合の回数増加」、用水路、排水路、農道、法面、畦畔、耕作道の「管理状態の改善」、「耕作放棄の歯止め」が多く指摘された（図 2）。

3. 休耕田の植生タイプと管理実態

(1) 植生タイプの分類

福島県 T 町の精査地区 11 圃場で植生調査を行い、各圃場 3 カ所の方形枠（2 m × 2 m）内の全出現種の地上部を刈り取った。そして、出現種ごとの乾物重データに二元指標種分析法を適用して植生タイプを区分した。

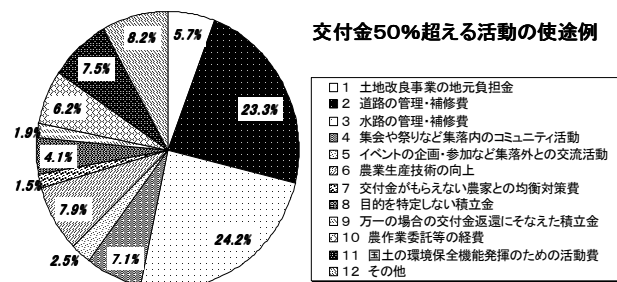


図 1 共同取組への充当が 50% を超える集落の活動

精査地区 11 圃場は、保全管理形態および休耕後の年数が異なる圃場を選定した。調査対象圃場の休耕後の年数は、表 1 に示すとおりで、面積規模で整理すると表 2 のとおりである。

表 1 調査対象圃場の休耕後年数

休耕後年数	0～5	5～10	10～15	15～20	計
圃場数	2	3	2	4	11

(2) 植生分類結果と管理実態

植生調査結果をもとに植生分類を行ったところ、8 種類の植生タイプに分類できた。タイプ 1 では水田雑草が 70% を占め、タイプ 6～8 では山野草木が 50% 前後を占めている(図 3)。

表 2 調査対象圃場の面積

面積(m ²)	0～200	～400	～600	～800	計
圃場数	1	6	3	1	11

植生分類結果を圃場の所有者から聞き取った管理実態と対応させると、植生タイプと休耕後経過年数には顕著な対応関係が認められず、休耕期間中の刈払いや耕耘頻度、湛水管理の有無に対応した。

湛水管理では水田雑草の出現率が高く、湛水しない場合は 1 年に 1 回以上の高い刈払い頻度で畑地雑草が出現し、低頻度の刈払いや 15 年以上の無耕耘で多年生の山野草木の出現率が 40% を超えた。

4. 中山間地域における担い手減少下での農地保全管理方策

2000 年から実施されている直接支払制度にもとづく条件不利農地への交付金は、協定締結のための集落の寄合い機会の増加、ならびに農地管理のための共同取組活動等を通して、中山間農地の保全管理に一定の効果を発揮していると判断される。

直接支払制度の交付金は 2004 年までとされていることから、集落協定の締結を契機とした農業集落等を単位とする農地管理活動の取り組みを、地域住民主導の日常的な活動として定着させることにより、遊休地の発生を長期的に抑制することが急務であると考えられる。

しかしながら、農地管理の担い手減少の進行や生産調整の実施は、休耕田の増加をもたらす。これらの休耕田においては、水田機能の維持・復元を図りやすい耕地雑草中心の植生を維持するために、年 1 回程度の地上部植生の刈払いおよび数年に 1 度以上の耕耘を行うことが有効である。

参考文献

- 1)日本 ABC:平成 13 年度中山間地域整備手法検討調査報告書、pp.2-33、(2002.3)
- 2)石田憲治・吉村亜希子:農地管理の向上を目指した集落協定の締結状況と課題、農業土木学会大会講演要旨集、pp.616-617、(2002.8)

協定締結後の地域での変化

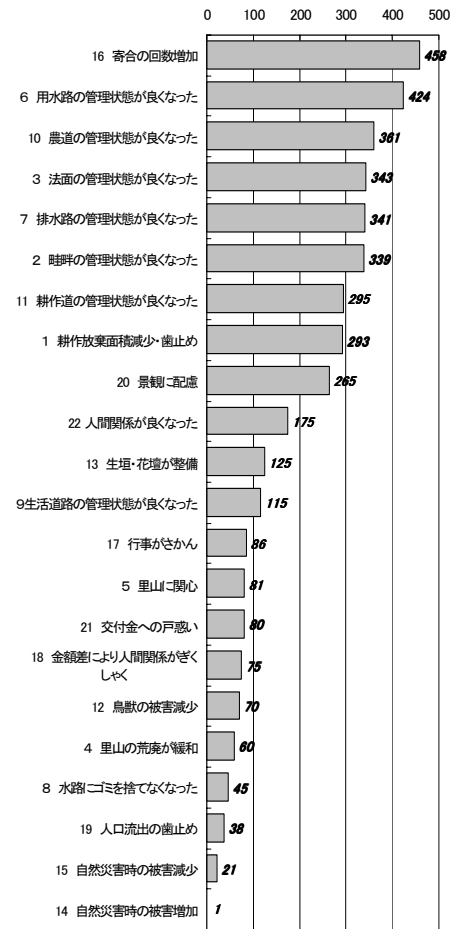


図 2 集落協定締結による地域の変化

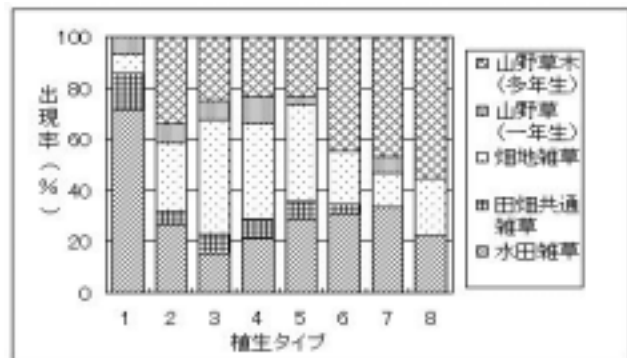


図 3 各植生タイプにおける山野草及び耕地雑草の出現割合 [区分は笠原(1971)による]